

第20号議案

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う産業環境部関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う産業環境部関係条例の整備に関する条例を次のように定めるものとする。

令和元年6月3日提出

豊川市長 山 脇 実

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う産業環境部関係条例の整備に関する条例

(豊川市勤労福祉会館条例の一部改正)

第1条 豊川市勤労福祉会館条例(昭和55年豊川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「8,040」を「8,200」に、「10,210」を「10,400」に、「12,630」を「12,870」に、「18,250」を「18,600」に、「22,840」を「23,270」に、「27,790」を「28,330」に、「10,050」を「10,250」に、「12,760」を「13,010」に、「15,790」を「16,100」に、「22,810」を「23,260」に、「28,550」を「29,110」に、「34,740」を「35,420」に、「1,260」を「1,280」に、「1,580」を「1,610」に、「1,900」を「1,930」に、「2,830」を「2,890」に、「3,470」を「3,540」に、「4,250」を「4,340」に、「1,970」を「2,000」に、「2,370」を「2,410」に、「3,540」を「3,610」に、「4,340」を「4,410」に、「5,330」を「5,430」に、「2,490」を「2,540」に、「3,110」を「3,170」に、「3,740」を「3,810」に、「5,600」を「5,710」に、「6,850」を「6,980」に、「8,400」を「8,570」に、「3,890」を「3,970」に、「4,68

0」を「4, 770」に、「7, 000」を「7, 140」に、「8, 570」を「8, 740」に、「10, 520」を「10, 720」に、「1, 560」を「1, 580」に、「1, 950」を「1, 980」に、「2, 330」を「2, 370」に、「3, 500」を「3, 560」に、「4, 270」を「4, 350」に、「5, 240」を「5, 340」に、「2, 430」を「2, 480」に、「2, 910」を「2, 970」に、「4, 380」を「4, 460」に、「5, 350」を「5, 450」に、「6, 560」を「6, 690」に、「1, 010」を「1, 030」に、「1, 500」を「1, 530」に、「2, 270」を「2, 310」に、「2, 760」を「2, 810」に、「3, 390」を「3, 450」に、「1, 570」を「1, 600」に、「1, 880」を「1, 920」に、「2, 820」を「2, 880」に、「3, 450」を「3, 520」に、「4, 230」を「4, 310」に、「1, 780」を「1, 820」に、「2, 220」を「2, 270」に、「2, 670」を「2, 720」に、「4, 010」を「4, 090」に、「4, 890」を「4, 990」に、「6, 000」を「6, 120」に、「2, 780」を「2, 830」に、「3, 340」を「3, 400」に、「5, 010」を「5, 100」に、「6, 120」を「6, 230」に、「7, 510」を「7, 650」に改める。

別表第2中「2, 310」を「2, 350」に、「1, 160」を「1, 190」に、「1, 090」を「1, 110」に、「720」を「730」に改める。

(豊川市ふれあい交流館条例の一部改正)

第2条 豊川市ふれあい交流館条例（平成17年豊川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「610円」を「620円」に、「6, 100円」を「6, 200円」に改める。

(豊川市斎場会館条例の一部改正)

第3条 豊川市斎場会館条例（平成21年豊川市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「1, 550」を「1, 570」に、「10, 300」を「10,

500」に、「820」を「840」に、「2,060」を「2,100」に、「3,090」を「3,150」に、「6,180」を「6,300」に、「7,210」を「7,350」に、「51,500」を「52,500」に、「92,700」を「94,500」に、「20,600」を「21,000」に、「41,200」を「42,000」に、「15,450」を「15,750」に改める。

(豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正)

第4条 豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年豊川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「500円、1,000円及び2,000円」を「520円、1,050円及び2,100円」に改める。

別表中「1,000円」を「1,050円」に、「2,000円」を「2,100円」に、「500円」を「520円」に、「50円」を「60円」に、「120円」を「130円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、附則第7項及び第8項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の使用料に関する規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にそれぞれの施設を利用する者について適用し、施行日前にそれぞれの施設を利用する者については、なお従前の例による。

3 第4条の規定による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第25条第2項及び別表の規定は、施行日以後に処理する一般廃棄物について適用し、同日前に処理する一般廃棄物については、なお従前の例による。

4 施行日以後に豊川市勤労福祉会館を利用する者であって、令和元年7月1日前に利用許可の申請をしたものについては、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 施行日前に受けた利用の許可により豊川市ふれあい交流館の1回利用券1枚を交付された者であって、施行日以後に当該利用の許可に基づき豊川市ふれあい交流館を利用するものについては、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日前に豊川市斎場会館の霊安室の利用を開始する者であって、施行日以後引き続き豊川市斎場会館の霊安室を利用するものについては、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 第1条から第3条までの規定による改正後のそれぞれの条例の規定によるそれぞれの施設の使用料の徴収は、施行日前においても行うことができる。
- 8 第4条の規定による改正後の豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定による証紙の売りさばき及び証紙の交換に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、消費税率及び地方消費税率の改定に伴い、利用者負担の適正化を図るため、産業環境部が所管する施設の使用料及び一般廃棄物の処理手数料を改定する必要があるからである。